この欄には書かないでください。	通信日付印の年月日	(確認)			年分	名簿番号
	年　月　日					

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

【特定非常災害用】

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

令和＿＿年＿＿月＿＿日提出

申請者				
	住　所	〒		
	＿＿年分申告時の住　所			
	フリガナ		電話	( )
	氏　名			

下記１の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 ※ ＿＿＿条＿＿＿第＿＿＿項の規定に基づき、下記２の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

記

１　譲渡資産に関する事項

所　在　地			
資産の種類		数　量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

２　買換（代替）資産に関する事項

資産の種類		数　量	㎡	取得価額の見積額	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条の５第１項の表の	第＿１＿号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物） 第＿２＿号（中高層の耐火共同住宅）			
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日				
取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）	＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日				

３　特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1　使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得をすることが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第８項、第33条の２第５項、第36条の２第２項、第37条第８項、第37条の５第３項又は第41条の５第７項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2　記載要領等

⑴　申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得をすることが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33③）	租税特別措置法 第33条第８項	取得指定期間の末日の属する年の翌年３月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の２②）	租税特別措置法 第33条の２第５項	取得指定期間の末日の属する年の翌年３月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の２②）	租税特別措置法 第36条の２第２項	取得期限の属する年の翌年３月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37④）	租税特別措置法 第37条第８項	取得指定期間の末日の属する年の翌年３月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の５②）	租税特別措置法 第37条の５第３項	取得指定期間の末日の属する年の翌年３月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５①）	租税特別措置法 第41条の５第７項	取得期限の属する年の翌年３月15日まで

⑵　「２ 買換（代替）資産に関する事項」について

イ　「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の５第２項の適用を受けている方（令和５年法律第３号による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」といいます。）第37条の５第２項において準用する同法第37条第４項の規定の適用を受けている方を含みます。）について、該当する部分を〇で囲んでください。

ロ　「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第19項第１号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第４項及び同法第37条の５第２項（旧法第37条の５第２項において準用する同法第37条第４項）に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ　「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第３項若しくは同法第33条の２第２項に規定する代替資産又は同法第36条の２第１項、同法第37第１項、同法第37条の５第１項若しくは同法第41条の５第７項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

⑶　「３ 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

（注）この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。